

【21用語】

地引帳（じびきちょう）…明治初期の地租改正の時に作成された、田畠・屋敷など一筆毎の地字・番号・地目・等級・面積・持主等を記した帳簿進達（しんたつ）…報告すること、下級役所から上級役所へ通知または書類を届けること

【21解説】

国の地租改正事業に伴い、本県では明治八年（一八七五）十月「地租改正心得書」を公布し、翌九年二月からその作業に着手した。まず大区ごとに御用掛一人、郡別に事務局を置いて土地の測量、地引絵図・地引帳の作成などを進めたが、改正作業は遅れがちであつた。このためか同年六月には楫取県令以下が県下各地に出張、さらに作業期限が迫った同年十月には地租改正事務局の松方正義も関東各県に出張し、作業の督励を行つたようである。

本文書は県の地租改正掛が赤城山西麓の十四か村に対し、地租改正に伴う地引帳と地引絵図の提出を督促したものである。作業が中途の段階であつても構ないので、まず一度は提出するよう強く指示していることがわかる。